

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年5月9日(2019.5.9)

【公開番号】特開2019-22789(P2019-22789A)

【公開日】平成31年2月14日(2019.2.14)

【年通号数】公開・登録公報2019-006

【出願番号】特願2018-215334(P2018-215334)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月28日(2019.3.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、

第1タイミングにて、前記有利状態に制御されることに対する信頼度の異なる複数の演出態様のうちいずれかの演出態様により第1演出を実行可能であり、該第1タイミングよりも後の第2タイミングにて、前記有利状態に制御されることに対する信頼度の異なる複数の演出態様のうちいずれかの演出態様により第2演出を実行可能な演出実行手段と、可変表示を実行可能な可変表示実行手段と、

可変表示に対応する特定表示を表示可能な特定表示手段と、

特定表示の表示態様を変化させる変化演出を実行可能な変化演出実行手段と、を備え、

前記第1タイミングおよび前記第2タイミングは、可変表示中のタイミングであり、

前記第1演出の演出態様の数よりも前記第2演出の演出態様の数の方が少なく、

前記演出実行手段は、

前記第1演出の演出態様と少なくとも一部が共通する演出態様にて前記第2演出を実行可能であり、

前記第1演出の実行後、該第1演出の演出態様よりも前記有利状態に制御されることに対する信頼度が低い演出態様にて前記第2演出を実行可能であり、

前記第1演出が単独で実行される場合よりも、前記第1演出が実行されてから前記第2演出が実行される場合の方が、前記有利状態に制御されることに対する信頼度が高く、

特定表示の表示態様には、第1態様と、該第1態様よりも有利度が高い第2態様があり、

変化演出の演出態様として、第1態様から第2態様に変化する割合が異なる複数の演出態様があり、

実行された変化演出の演出態様に応じて、該変化演出の後に変化演出が実行される割合が異なる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 1

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【0011】

(手段1) 本発明による遊技機は、遊技者にとって有利な有利状態（例えば、大当たり遊技状態）に制御可能な遊技機であって、第1タイミング（例えば、リーチ前）にて、有利状態に制御されることに対する信頼度の異なる複数の演出態様のうちいずれかの演出態様により第1演出（例えば、リーチ前予告演出）を実行可能であり、該第1タイミングよりも後の第2タイミング（例えば、リーチ中）にて、有利状態に制御されることに対する信頼度の異なる複数の演出態様のうちいずれかの演出態様により第2演出（例えば、リーチ中予告演出）を実行可能な演出実行手段（例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100における、ステップS4301を実行してからステップS8013、S8105を実行することにより、リーチ前予告演出およびリーチ中予告演出を実行可能である部分）と、可変表示を実行可能な可変表示実行手段と、可変表示に対応する特定表示（例えば、保留表示。アクティブ表示でもよい。）を表示可能な特定表示手段（例えば、第1保留記憶表示部9a、第2保留記憶表示部9b）と、特定表示の表示態様を変化させる変化演出（例えば、作用演出を伴う保留予告演出）を実行可能な変化演出実行手段（例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100におけるステップS800A、S8004～S8010、S8106～S8114を実行する部分）と、を備え、第1タイミングおよび第2タイミングは、可変表示中のタイミングであり、第1演出の演出態様の数よりも第2演出の演出態様の数の方が少なく（例えば、リーチ前予告演出の演出態様の数が5つであるのに対し（図51参照）、リーチ後予告演出の演出態様の数が4つである（図52参照）。）、演出実行手段は、第1演出の演出態様と少なくとも一部が共通する演出態様にて第2演出を実行可能であり、第1演出の実行後、該第1演出の演出態様よりも前記有利状態に制御されることに対する信頼度が低い演出態様にて第2演出を実行可能であり（例えば、図51および図52に示す各予告実行抽選テーブルを用いて演出態様を決定することにより、リーチ前予告演出の演出態様より信頼度が低い演出態様にてリーチ中予告演出を実行可能である）、第1演出が単独で実行される場合よりも、第1演出が実行されてから第2演出が実行される場合の方が、有利状態に制御されることに対する信頼度が高く、特定表示の表示態様には、第1態様（例えば、特殊保留。通常保留でもよい。）と、該第1態様よりも有利度が高い第2態様（例えば、青色保留、赤色保留）とがあり、変化演出の演出態様として、第1態様から第2態様に変化する割合が異なる複数の演出態様があり（例えば図48に示す作用演出A～C）、実行された変化演出の演出態様に応じて、該変化演出の後に変化演出が実行される割合が異なる（例えば、保留予告演出において作用演出が実行されても特殊保留のまま変化しなかった場合には、その後再び作用演出が実行されて特殊保留から青色保留や赤色保留に変化可能であるが、保留予告演出において作用演出が実行されて特殊保留から青色保留や赤色保留に変化した場合には、その後は作用演出は実行されない。）。

そのような構成によれば、変化演出が実行される場合の興趣の向上を図ることができる。